福祉特別定期預金

（ 令和７年４月１日現在）

1. 商品名	・福祉特別定期預金　　（取扱期間：令和８年３月31日まで）
2. 販売対象	・障害基礎・遺族基礎・老齢福祉・寡婦・母子等の年金または手当の支給を当金庫で受けている方 ※財務省告示通達により定められた年金または手当の支給を受けている方 ・お預け入れはお一人さま１店舗に限ります。
3. 期間	・１年
4. 預入 （1）　預入方法 （2）　預入金額 （3）　預入単位	 ・一括預入。証書式のみ。 ・100円以上。ただし、お一人さま300万円以内とします。 ・１円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。
6. 利息 （1）　適用金利 （2）　利払方法 （3）　計算方法 （4）　期日後利息	 ・固定金利 ・年0.400%（税引後 年0.31874%） ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を１円とした１年を365日とする日割計算。 ・満期日以後の利息は、解約（または書替継続）日における普通預金利率を適用します。
7. 税金	・お受け取り利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下表の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともにお支払いします。 （表）　　約定預入期間は１年

預入日から解約日前日までの日数	
6ヵ月未満	解約時の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%

11. 金利情報の入手方法	・店頭備えつけの金利ボード、または当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ<https://www.shinkin.co.jp/sagami/> ・詳しくは、窓口までお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部（午前９時～午後５時、電話0120-426-614）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会（電話045-211-7716）の紛争解決センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記営業統括部、全国しんきん相談所（午前９時～午後５時、電話03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前９時～午後５時、電話03-5524-5671）のいずれかにお申し出ください。 なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。（現地調停）②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。（移管調停）
13. その他参考となる事項	・この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・当金庫の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。

さがみ信用金庫